

<意見交換会参加費> アンケート結果

1 「意見交換会参加費」とは

最近、各地で、<意見交換会参加費>を政務活動費として支出することが問題になっています。

言葉どおりの意味での「意見交換会」...たとえばシンポジウムなど...の参加費を支出するのなら、何の問題が？

ところが実際には、領収書を発行しているのが町内会や個人だったり、件数が異様に多かたりするので、その実態が限りなく疑わしいのです。ほんとに「意見交換会」か？議員に<参加費>を請求するほど度胸のいい町内会があるのか？議員が<顔出し>の際に包む金一封(通称<花代>)を支出しているんじゃないのか.....それは公選法違反じゃないのか？

このような支出の「本場」がご当地、香川県議会で、平成 25 年度には 26 人の議員さんが年間約 2400 件・1700 万円の「意見交換会参加費」を支出し、大半の領収書の発行者は町内会や個人でした。

似たような事例は、平成 21～23 年度の岡山県議会の(領収書の提出義務のなかった)「1万円以下支出」でも発見され、そこでは「意見交換会」用の「手土産」「差入れ」代金と思われる支出も多数ありました。また最近では、東京都議会の平成 27 年度政務活動費でも発見されました。

2 アンケート実施の理由

香川県で全国大会を開催するにあたり、私たちは、この<意見交換会参加費>が実際にどの程度支出されているのか、議員さんの意識はどうかを、調査することにしました。全国を対象にするには時間その他の問題があったので、対象を四国4県と三重県(都市化度がそう高くなく、議会改革が進んでいると評価されている県として)に限定し、県議会議員全員にアンケート調査を行いました。

アンケートにあたっては、<意見交換会参加費用>を以下のとおり定義して回答を求めました。

<意見交換会>とは、

議員の選挙区内で行われる会合で、

議員やその関連団体(後援会、政党支部など)以外の団体または個人が開催するもののことを言います。

飲食を伴うか否か、参加者の参加費が定められているものか否かを問いません。

<参加費用を支出する>とは、

会合に参加することに伴って、開催者に現金を支払うこと、もしくは、

開催者に渡す物品（菓子、茶、酒類など）の購入代金を支払うことを
言いません。

3 アンケートの結果

アンケートの結果は、別紙のとおりでした。

回答数 103 / 211

香川 7 / 41、愛媛 9 / 45、徳島 24 / 37、高知 30 / 37、三重 33 / 51

会派別内訳

香川 自民議員会 (17): 2 自民県政会 (12): 0 リベラル (8): 1

公明 (2): 2 共産 (2): 2

愛媛 自民 (26): 3 維新 (6): 0 社民 (3): 3 公明 (3): 2

民進 (2): 1 共産 (1): 0 環境市民 (1): 0

県民連合 (1): 0 無所属 (2): 0

徳島 明政会 (13): 6、自民・県民会議 (8): 4、自民創政会 (6): 6、

新風民主ク (4): 4、共産 (3): 3、公明 (2): 1、和の会 (1): 0

高知 自民 (19): 19 県民の会 (8): 7 共産 (4): 3 公明 (3): 0

新風・くろしお (2): 0 まほろばの会 (1): 1

三重 新政みえ (23): 23 自民 (18): 7 鷹山 (3): 0 公明 (2): 0

共産 (2): 2 能動 (1): 0 大志 (1): 0 草の根みえ (1): 1

会派のうち、香川県議会<自由民主党議員会> (17人)、徳島県議会<自
民創政会> (6人)、高知県議会<自由民主党> (19人)、三重県議会<新
政みえ> (23人)は、会派として一括回答し、うち香川県議会<自由民主
党議員会>は「訴訟が係属中」との理由で具体的質問への回答を拒否され
ました(ただし所属議員2人は個別に(具体的な)回答をされました)。ま
た、徳島県議会<自民創政会>1人、三重県議会<新政みえ>1人は会派の
回答とは別に個人でも回答されました。

会派の一括回答は、香川県議会<自由民主党議員会>は回答としてカ
ウントせず、高知県議会<自由民主党> (19人)は所属議員全員の回答
としてカウントし、徳島県議会<自民創政会>・三重県議会<新政みえ
>は会派の回答と議員の個別回答の内容が異なっていたので、個別回答さ
れた議員を除く所属議員の回答としてカウントしました。

4 回答状況の特徴

アンケートに対する各県議会ごとの回答状況は、上記のとおり様々ですが、
香川・愛媛両県議会の回答率の低さと、低回答率が特定の会派に集中するのが
目立ちました。

全体の集計結果

1 <意見交換会参加費>として、政務活動費から現金の支出をすることについて、どうお考えでしょうか。(回答数 103)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 1 |
| B すべて不適正である。 | 15 |
| C 場合による。 | 86 |
| D その他 | 1 |

2 問1で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 86。複数回答は重複記載。『追加条件を付する回答』は「+○」で表示。)

- | | |
|---|--------|
| A 飲食を伴わない場合。 | 9 + 1 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 4 |
| C 飲食を伴わず、会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 3 + 1 |
| D 会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 5 + 1 |
| E 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 28 + 1 |
| F その他 | 35 |

うち、

「関係例規に則り、政務活動と判断される場合」×13(徳島)

「自らが所属していない団体の主催する意見交換会の参加費については、あくまで実質的な意見交換が中心である場合。なお、飲食を伴う懇談会等の会費については支出しないこととしている。」

×19(高知)

3 <意見交換会参加費>として、政務活動費から物品の購入費を支出することについて、どうお考えでしょうか。(回答数 103)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 69 |
| C 場合による。 | 17 |
| D その他 | 17 |

うち、「物品購入費を支出することは通常は考えられない」×13(徳島)

4 問3で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 18。『追加条件を付する回答』は「+○」で表示。)

- | | |
|--------------------------------|-------|
| A 飲食を伴わない場合。 | 7 + 1 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 5 |
| C 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 3 + 1 |
| D その他 | 1 |
- 5 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための現金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 77)
- | | |
|------------|----|
| A 支出した。 | 3 |
| B 支出しなかった。 | 73 |
| C その他 | 1 |
- 6 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための物品購入代金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 96)
- | | |
|------------|----|
| A 支出した。 | 1 |
| B 支出しなかった。 | 94 |
| C その他 | 1 |

<担当者コメント>

- 1 回答の大半は、「不適正」(少数)と「場合によるが、条件は厳しく、自分は支出していない」(多数)に二分されました。回答された議員諸氏の大半が「意見交換会参加費」に対して厳しい考え方をとっていることがわかります。参加用の物品購入についてはなぜか現金以上に否定的回答が多数でした。
- 2 他方で、低回答率が特定の議会・会派に集中しました。担当者は「**実際に支出している人はほとんど回答してこないだろう**」という<仮説>をたてていましたが、そのとおりの結果となった可能性が濃厚です。その意味で、低回答率議会・会派の地元オンブズマンは要注目でしょう。
- また、今回の調査対象とならなかった議会でも、同様のアンケートを行えば、問題が浮上するかもしれません。
- 3 自由記載の中では、
- 「私が案内をいただく『意見交換会』はすべて飲食を伴うものでした」(三重)及び、「多くの地方議員が、後援会活動に多くの歳費を費やさざるを得ず苦慮している...『歳費は高い、減らせ』と言われ、政務活動費では事務所開設維持経費(事務機器リース料他もろもろ)では全額はダメと自己負担している状況」(香川)の2件が注目に値します。特に後者は、稀にみる率直な意見で、政務活動費が社会的実態として<議員活動のランニングコスト>を賄うために使われていることを、強く示しています。

香川県議会

1 <意見交換会参加費>として、政務活動費から現金の支出をすることについて、どうお考えでしょうか。(回答数7)

- | | |
|--------------|---|
| A すべて適正である。 | 1 |
| B すべて不適正である。 | 3 |
| C 場合による。 | 2 |
| D その他 | 1 |

「支出したことがないので本来意見は控えるべきかわかりませんが、利用規定で定めるべき。」

2 問1で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数2)

- | | |
|---|---|
| A 飲食を伴わない場合。 | 0 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| C 飲食を伴わず、会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| D 会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |
| E 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| F その他 | 1 |

「会費額が定められている場合、及び、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。」

3 <意見交換会参加費>として、政務活動費から物品の購入費を支出することについて、どうお考えでしょうか。(回答数7)

- | | |
|--------------|---|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 5 |
| C 場合による。 | 1 |
| D その他 | 1 |

「利用規定で定めるべき。支出したことはない。」

4 問3で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数1)

- | | |
|-------------------------|---|
| A 飲食を伴わない場合。 | 0 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |

C 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。

0

D その他

0

5 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための現金を、政務活動費から支出されましたか。（回答数 7）

A 支出した。 2

「110 万円。農業、漁業、商店街振興、交通事故、道路拡幅等について議会で質問した。農業、漁業、商店街振興等について要望した。」

（注：1 件は金額の回答なし）

B 支出しなかった。 4

C その他 1

「『全国引きこもり KHJ 親の会』主催、第 10 回 KHJ 全国大会（高松市内で開催）への参加に係る参加費（資料代及び意見交換会）。H27.12 月議会一般質問にて、当該会合で得た情報も参考にしながら『引きこもり』の社会復帰支援について質問を行った。」

6 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための物品購入代金を、政務活動費から支出されましたか。（回答数 7）

A 支出した。 0

B 支出しなかった。 7

C その他 0

7 自由記載

- ・ 貴組織が地方議員の政務活動費を主に問題視していることについて、国会議員には秘書をはじめとして事務所を持てるだけの経費、文書通信費が保障されていることとの差をどう考えているのか、お考えを聞きたい。多くの地方議員が、後援会活動に多くの歳費を費やさざるを得ず苦慮しているというのが本音ではないのか。「歳費は高い、減らせ」と言われ、政務活動費では事務所開設維持経費（事務機器リース料他もろもろ）では全額はダメと自己負担している状況をどうお考えか。こんな負担の状況が、議員のなり手の減少、質の劣化を招いているのではないのか。大局的に議員活動をどう保障していくのか、お考えをお聞かせください。

愛媛県議会

1 <意見交換会参加費>として、政務活動費から現金の支出をすることについて、どうお考えでしょうか。(回答数9)

- A すべて適正である。 0
- B すべて不適正である。 0
- C 場合による。 9
- D その他 0

2 問1で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数9)

- A 飲食を伴わない場合。 1
- B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 2
- C 飲食を伴わず、会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 1
- D 会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 3
- E 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 0
- F その他 2

「飲食の経費は論外であり、意見交換がその名のとおりのものであれば、会費多少を(注:問わず?)、ほとんどの場合は少額、会場費他くらいであろうと考えられ、必要!!」

「飲食を伴わない場合、及び、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。」

3 <意見交換会参加費>として、政務活動費から物品の購入費を支出することについて、どうお考えでしょうか。(回答数9)

- A すべて適正である。 0
- B すべて不適正である。 3
- C 場合による。 5
- D その他 1

「その場合は想定しかねる」

4 問3で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数5)

- A 飲食を伴わない場合。 1

- B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 3
C 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 1
D その他 0

5 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための現金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 9)

- A 支出した。 0
B 支出しなかった。 9
C その他 0

6 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための物品購入代金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 8)

- A 支出した。 1
「4,024 円、喫茶代として。県・市への、障害者福祉・公共交通に関する要望を行った。」
(他に「成果」を述べている回答者が 1 名あるが、
B 支出しなかった。 7
C その他 0

7 成果

「議会での質問・質疑等で取り上げた(子育て支援、公共交通政策、原発、憲法、教育)。県への要請等を行った(原発、教育行政、教則員の多忙、いじめ対策)。」

(注：回答者は「政務活動費からは支出していない」と述べている。)

8 自由記載

- ・ 政務活動費については、議員としての活動をしっかりと自覚をもって行動・活動するには、私個人としては、支給されて助かっている。報告書で提出し、県民に説明責任を果たすことが重要である。
- ・ 原発再稼働に関し、当該自治体へ出向き、議員他住民有志と意見交換をしたことなど他、政務調査活動の一環として、対話意見交換会として交通費を支出したことがある、している。
- ・ 市民との意見交換会も、ペットボトルのお茶くらいが限度と思われます。

徳島県議会

1 <意見交換会参加費>として、政務活動費から現金の支出をすることについて、どうお考えでしょうか。(回答数 24)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 5 |
| C 場合による。 | 19 |
| D その他 | 0 |

2 問1で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 19)

- | | |
|---|----|
| A 飲食を伴わない場合。 | 3 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| C 飲食を伴わず、会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| D 会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| E 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| F その他 | 16 |

「関係例規に則り、政務活動と判断される場合」(同旨×13)

「意見交換の内容が、政策など政務に関する場合」

「政務活動を主とする場合」

「会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とし、飲食はコーヒー・茶菓程度まで」

3 <意見交換会参加費>として、政務活動費から物品の購入費を支出することについて、どうお考えでしょうか。(回答数 24)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 7 |
| C 場合による。 | 3 |
| D その他 | 14 |

「物品の購入費を支出することは、通常は考えられない」(×13)

「物品購入費を支出するケースはないと思う」

4 問3で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 4)

- | | |
|--------------------------------|---|
| A 飲食を伴わない場合。 | 3 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| C 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| D その他 | 1 |
| 「参加者が物品を持ち寄って開催する場合」 | |

5 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための現金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 24)

- | | |
|------------|----|
| A 支出した。 | 0 |
| B 支出しなかった。 | 24 |
| C その他 | 0 |

6 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための物品購入代金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 24)

- | | |
|------------|----|
| A 支出した。 | 0 |
| B 支出しなかった。 | 24 |
| C その他 | 0 |

7 自由記載

- ・ 政務活動費の支出は、県民目線で説明責任を果たすべき。
- ・ 原資が税金ということを考慮すれば、当然不適正と判断せざるを得ない。
- ・ 会費請求がある場合でも不適正と考えます。

高知県議会

1 <意見交換会参加費>として、政務活動費から現金の支出をすることについて、どうお考えでしょうか。(回答数 30)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 5 |
| C 場合による。 | 25 |
| D その他 | 0 |

2 問1で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 25)

- | | |
|---|----|
| A 飲食を伴わない場合。 | 3 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| C 飲食を伴わず、会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |
| D 会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| E 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |
| F その他 | 20 |

「飲食を伴わないことは当然で、その他会議の内容による。」

「自らが所属していない団体の主催する意見交換会の参加費については、あくまで実質的な意見交換が中心である場合。なお、飲食を伴う懇談会等の会費については支出しないこととしている。」×19

3 <意見交換会参加費>として、政務活動費から物品の購入費を支出することについて、どうお考えでしょうか。(回答数 30)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 24 |
| C 場合による。 | 6 |
| D その他 | 0 |

4 問3で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 6)

- | | |
|--------------------------------|---|
| A 飲食を伴わない場合。 | 2 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |
| C 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | |

- 1
- D その他 2
- 「飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする場合で、意見交換のために必要な資料作成・コピーなどの場合」
- 「飲食を伴わないことは当然で、その他会議の内容による。」
- 5 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための現金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 30)
- A 支出した。 1
- 「24,400 円、会場借り上げ費用としての支出」
- (注：回答者は「初当選時から 13 年に 64 回の県政意見交換会を開催した」と回答しているので、この回答は議員自身が主催した会合費用の支出と考えられる。そのため、回答者は「成果」についても記述しているが、その記述は省略した。)
- B 支出しなかった。 29
- C その他 0
- 6 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための物品購入代金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 29)
- A 支出した。 0
- B 支出しなかった。 29
- C その他 0
- 7 自由記載
- ・ 各議会毎に、政務活動費についての取り決めや慣習等があります。政治不信を招かないためにも、明確な取り決め、条例等の文言も含め、適切な支出となるようにすべきと考えます。

三重県議会

1 <意見交換会参加費>として、政務活動費から現金の支出をすることについて、どうお考えでしょうか。(回答数 33)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 2 |
| C 場合による。 | 31 |
| D その他 | 0 |

2 問1で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 31)

- | | |
|---|----|
| A 飲食を伴わない場合。 | 1 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| C 飲食を伴わず、会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |
| D 会費額が定められ、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| E 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 27 |
| F その他 | 2 |
- 「会場費・事務経費で応分の負担である場合」
「会費額が定められ、飲食を伴わず、県政に関する会議内容の場合」

3 <意見交換会参加費>として、政務活動費から物品の購入費を支出することについて、どうお考えでしょうか。(回答数 33)

- | | |
|--------------|----|
| A すべて適正である。 | 0 |
| B すべて不適正である。 | 30 |
| C 場合による。 | 2 |
| D その他 | 1 |
- 「設問の趣旨がよくわからない」

4 問3で「C」と回答された方にお尋ねします。

どのような場合に適正とお考えでしょうか。(回答数 2)

- | | |
|--------------------------------|---|
| A 飲食を伴わない場合。 | 1 |
| B 議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 0 |
| C 飲食を伴わず、議員との意見交換を主目的とする会合の場合。 | 1 |

D その他 0

5 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための現金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 7)

A 支出した。 0

B 支出しなかった。 7

C その他 0

6 あなたは、平成 27 年度に、＜意見交換会＞に参加するための物品購入代金を、政務活動費から支出されましたか。(回答数 28)

A 支出した。 0

B 支出しなかった。 27

C その他 1

「設問の趣旨がよくわからない」

7 自由記載

- ・ 私が案内をいただく「意見交換会」はすべて飲食を伴うものでしたので、すべて私費です。なお三重県議会では、飲食を主とする会合における政務活動費の支出は認められません。
- ・ 意見交換会というのは大変曖昧である。